

# 令和 8 年度 事業計画

（ 自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 9 年 3 月 3 1 日 ）

## I 運営の基本方針

現在、我が国は、急速な少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により深刻な人手不足に直面している。その中で持続可能な活力ある経済社会を維持するためには、設備投資やイノベーションによる生産性向上とともに、年齢、性別、国籍等を問わず、一人ひとりが能力を高め、デジタル化の進展や新たな働き方の広がりの中で、意欲・能力を発揮できる環境を整備することが不可欠である。

こうした認識のもと、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）の令和 8 年度の事業については、次のとおり取り組むこととする。

中央協会の基幹事業である技能検定については、現場における技術・技能の動向を踏まえた良質な試験問題等を作成するとともに各種施策を実施し、受検者の拡大に努める。

また、技能実習制度に代わる育成就労制度が、令和 9 年 4 月 1 日に施行されることとなり、同制度における技能評価試験として技能検定が適切に活用されるよう、制度の趣旨を踏まえて対応する。

ビジネス・キャリア検定試験（以下「ビジキャリア」という。）については、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）や業界団体等の協力を得ながら効果的なプロモーションを推進し、受験申請者数の拡大につながるような計画的な周知広報活動を行う。

コンピュータサービス技能評価試験（以下「CS 試験」という。）については、引き続き即戦力となる人材の育成・評価を可能とする試験問題を作成するとともに、試験実施施設を確保し、受験申請者数の増加を図る。

加えて、中央協会が開発した二つのキャリア形成支援ツールの普及促進等により職業生活を通じたキャリア形成の支援に貢献する。

この他、中央協会のノウハウを最大限活かし、各種受託事業を効率的に実施することにより、ものづくり日本を支える技能の振興等に貢献する。

事業の実施に当たっては、事業ごとに具体的な数値目標を掲げて目標管理の徹底を図ること等により、効率的、かつ効果的な事業運営を展開する。

以上のような取組を通じて、中央協会の事業基盤の強化を図る。

## II 各事業の概要

### 第1 職業能力評価に係る基盤の整備・充実

技能検定をはじめとする職業能力評価制度の確立は、労働市場の整備という観点から必要不可欠なものであり、中央協会の事業の中核をなすものである。また、技能実習制度に代わる新たな制度である育成就労制度が令和9年4月1日に施行されることから、制度の詳細を踏まえつつ、試験問題等の見直しを適切に行う必要がある。

このため、技能検定については、引き続き技術動向を踏まえた良質な試験問題等の作成に努めるとともに、都道府県協会、業界団体等との連携強化、各種広報活動を通じ技能検定制度の一層の普及促進を行い、受検者の拡大に努める。

事務系職種の実務能力の評価等を目的とするビジキャリについては、技能検定試験と併せて総合的な職業能力評価の基盤整備に資することが期待されること、引き続き、効果的なプロモーションの推進や学習環境の充実、試験体系の整備を通じて受験申請者数を増加させるとともに、試験問題作成及び試験実施の一層の効率化に努めることで、事業基盤の強化を図る。

パソコンスキル等の職業能力評価制度であるCS試験については、公的職業訓練での活用はもとより、矯正施設、障害者の能力開発施設や就労移行支援事業所での活用にも着目して認定施設の確保を図るとともに、情報セキュリティ部門の企業における活用拡大を図る。

#### 1 良質な技能検定試験問題等の作成と技能検定制度の普及促進

##### (1) 技能検定試験問題等の作成

検定職種（作業）ごとに中央技能検定委員会を開催し、現場における技術・技能の動向を踏まえ、受検者増を目指した良質な試験問題及びその実施要領を作成するとともに、各都道府県における試験実施が円滑に行われるよう、引き続き試験問題の内容等の検討を行う。

等級別作業数	644作業
--------	-------

##### (2) 技能検定制度の普及・促進

都道府県協会と十分な連携を図りつつ、業界団体等を通じた受検勧奨などにより、制度の一層の普及・促進を図る。

受検申請者目標数	272千人 (うち、外国人技能実習生：157千人)
----------	------------------------------

(3) 業種別団体会議の開催

技能検定に関し、試験問題等の作成や試験実施に係る協力をいただいている業界団体と情報交換等を行い、今後の制度の普及推進や試験問題等の改善に資する業種別団体会議を開催する。

(4) 技能検定試験業務の指導等

ア 都道府県、都道府県協会、都道府県技能検定委員に対し、課題改正等による新たな課題内容、当該課題の採点基準、試験用機材・設備、試験実施に係る留意事項の説明等を行うことにより、全国的水準の統一を図る技能検定実技試験水準調整会議を開催し、技能検定実技試験実施についての技術的な業務指導を行う。

イ 都道府県協会等の技能検定実施関係各位と技能検定実施に係る意見交換等を行うとともに、技術的な業務指導を行う。

(5) 都道府県技能検定委員の研修の実施

都道府県技能検定委員を対象に、資質の向上及び試験の公正な実施のための研修を行う。

(6) 各都道府県協会技能検定担当課長会議の開催

全国 47 都道府県協会の技能検定実施に係る担当課長等を対象として、各期の検定実施前（年度内に 2 回）を行う。

ア 実施時期

前期：5 月、後期：11 月

イ 開催内容

- ・技能検定実施に係る国（厚生労働省）からの情報提供
  - ・全国の技能検定実施状況報告
  - ・技能検定実施に係る連絡事項
  - ・都道府県協会からの意見・要望への回答
- など

(7) 技能検定の活用状況に関する調査の実施

技能検定は、労働者の技能修得意欲を増進させるとともに、労働者の社会的地位の向上に重要な役割を果たしてきた。今後も時代とともに変化する技術動向等、ニーズに即した制度の的確な普及推進や良質な試験問題の作成、ひいては受検申請者数の増加等に資するため、都道府県協会及び業界団体を通じて、当該団体会員企業等に対し、技能検定の活用状況や技能検定に求めるもの、検定合格者の処遇等について調査を行う。

## (8) 育成就労制度への対応

技能実習制度に代わる新たな制度である育成就労制度は、令和9年4月1日に施行される。育成就労制度における計画的な育成・評価に関して、対象産業分野の業務区分の中の「主たる技能」や評価方法及び育成就労制度の受入れ見込数などの詳細については、分野別運用方針で示されており、今後育成就労制度の更なる詳細について順次公表される予定である。厚生労働省からの情報収集、厚生労働省を始め関係省庁等との意見交換を行い、育成就労制度に係る政府の公表資料等の内容確認を始め今後の検討状況を注視しつつ、新制度で引き続き技能検定が有効に活用されるよう、政府・厚生労働省に働きかけていく。

また、制度の詳細を踏まえつつ、厚生労働省の「育成就労制度の創設に伴う技能検定の活用に向けた職業能力開発専門調査委員会」への参画を通じて、試験問題や試験実施方法等を見直していく。

## 2 ビジネス・キャリア検定試験（ビジキャリ）の普及拡大

受験申請者目標数	44.7千人
	(一般) 33.5千人
	(特定技能) 11.2千人

### (1) 試験の実施及び学習支援

ビジキャリの8分野40試験を実施するとともに、理論的・体系的学習のために試験分野・等級毎に作成している標準テキストの計画的な改訂を進める。

### (2) プロモーションの取組

ビジキャリの収入の基盤である日本人受験者の拡大を図ることが重要であるため、周知広報について、ホームページへの最新情報、企業事例、合格者の声等の掲載、SNS（YouTube、Facebook等）、Web広告等を活用するとともに、都道府県協会や業界団体等の関係団体の協力も得ながら、新規受験企業や一括申請企業の開拓等、受験者数の拡大につながるような計画的な周知広報活動を行う。

### (3) 効率的・効果的な業務運営

引き続き、受験者数等を踏まえた試験体系のあり方（区分・回数）の検討を進める。試験問題の質を確保しつつ、効率的効果的な委員会運営を行う。また、急激かつ大幅に増加した特定技能受験者に係る試験実施上の課題（会場確保、試験機会の確保等）を踏まえて、経済産業省とも連携しつつ、試験実施体制の整備等の検討を進める。

### 3 コンピュータサービス技能評価試験（CS試験）の普及推進

受験申請者目標数	25千人
----------	------

#### (1) 公的職業訓練施設等に対するプロモーション

受験申請者数の減少に歯止めをかけることが重要な課題である。公的職業訓練などパソコンスキルに係る訓練実施施設に対し、「CS試験テキスト&問題集」とセットでのCS試験の活用の拡大を目指す。また、訓練実施施設、矯正施設、障害者施設や就労移行支援事業所等に対しプロモーションを行い、CS試験の認定施設登録数の拡大に努める。

#### (2) 企業に対するプロモーション

企業での活用に有効である「情報セキュリティ部門」について、他の自主事業活用企業や団体等への普及を図り、受験申請者数の拡大に努める。

## 第2 職業生活の全期間を通じたキャリア形成の支援

企業における人材育成のあり方の変化、働く者の就労意識や働き方の多様化による労働市場の変化を踏まえ、働く者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにするための基盤整備に取り組む。

### 1 企業におけるキャリア形成の促進

企業の従業員に対するキャリア形成支援を推進するため、企業の人事・人材育成担当者を対象としたキャリア形成支援セミナーを開催するとともに、中央協会が開発した二つのキャリア形成支援ツール（※1,2）の活用促進を図る。

#### ※1「CADS&CADI（キャッツアンドキャディ）」

職業経験の振り返りや自己理解を深めるための6種類のワークシートで構成されるCADSと、85問の質問に回答し自分のキャリア形成力や個人的傾向を判断する診断ツールであるCADIを合わせた若手・ミドル社員を対象としたキャリアデザイン研修のための教材。

#### ※2「CSC（キャリア・シフトチェンジ）のためのワークショップ」

40代半ばから50代の方が、将来、定年延長や定年後再雇用になっても職場の戦力として生き生き働き続けるために今後の行動変容を促すための研修。

### (1) キャリア形成支援セミナー等の開催

従業員のキャリア形成に関する内容のセミナーをオンラインで2回実施するとともに、CSCワークショップを社内で行えるインストラクターを養成する研修を年3回実施する。

また、CSCワークショップインストラクターの実践力強化等を図ることを目的としたフォローアップ研修を2回実施する。

キャリア形成支援セミナーの実施	2回
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップインストラクター養成研修の実施	3回
キャリア・シフトチェンジのためのワークショップインストラクターフォローアップ研修の実施	2回

### (2) キャリア形成支援ツールの普及促進

当該ツール・教材の知名度を高めるため、効果的な広報戦略を検討するとともに、企業のほかキャリアコンサルタント等への普及を行う。

また、CSCワークショップ教材の電子版の開発を進めるとともに、周知・広報を行い、更なる企業・団体等の研修導入を推進する。

(3) 企業研修の受託促進

企業等からの要望に応じて、中央協会が直接研修を受託することにより、キャリア形成支援を推進する。

2 労働者の主体的な職業能力開発に対する環境整備

労働者の主体的な職業能力開発の取組に対する環境の整備の一環として、「教育訓練講座検索システム」に専門実践教育訓練指定講座、特定一般教育訓練指定講座及び一般教育訓練指定講座に関する情報を提供する。

また、当該講座指定を希望する教育訓練施設からの申請に関する調査を行うとともに、当該教育訓練施設からの相談対応を行う。

### 第3 ものづくり日本を支える技能の継承・発展及び振興

我が国の優れた技能の維持・継承、若年ものづくり人材の確保・育成等が重要な課題となっている中、2028年に21年ぶりに日本（愛知県）で開催される第49回技能五輪国際大会も見据えながら、次の各事業を実施する。

#### 1 各種技能競技大会の効果的な開催等

技能の重要性等の理解、技能尊重の気運の醸成が促進されること等を目的に各種技能競技大会を適切かつ効果的に開催する。

また、第48回技能五輪国際大会（中国：上海市）に日本選手団を編成して参加する。

##### (1) 技能五輪全国大会の実施（開催地：愛知県）

令和8年12月に、厚生労働省との共催で、青年技能者が参加する第64回技能五輪全国大会を、主に愛知県下の会場において開催する。

来場者目標数	30千人以上
--------	--------

##### (2) 若年者ものづくり競技大会の実施（開催地：富山県）

令和8年8月に、厚生労働省との共催で、職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者が参加する第21回若年者ものづくり競技大会を、主に富山県下の会場において開催する。

来場者目標数	5千人以上
--------	-------

#### 2 技能五輪国際大会に向けた選手等の競技力強化

技能五輪国際大会出場選手等の競技力強化を図るため、選手強化委員会及び各職種別分科会を設置し、オールジャパン体制の下、各職種における強化訓練を支援する。

また、2028年に日本で開催する技能五輪国際大会に向け、未派遣職種に対する業界団体等への参加勧奨を行う。

### 3 若年技能者人材育成支援等

若年技能者の人材育成、技能振興等を促進するため、以下の若年技能者人材育成支援等事業を効果的に実施する。

#### (1) ものづくりマイスターの認定・登録等

- ア ものづくりマイスター認定申請書の審査、結果通知の発出、ものづくりマイスターに係るデータ管理（データベースに認定者情報の登録、保守管理）を行う。
- イ 地域技能振興コーナーは、ものづくりマイスターを中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者や学生に対する実技指導を行うとともに、小中学生等に「ものづくりの魅力」を発信し、若年技能者等の技能向上と、ものづくりに対する関心の醸成を図る。

ものづくりマイスターの年間活動目標数	171.8 千人日以上
--------------------	-------------

#### (2) ものづくりマイスターの活用に係る業務

- ア ものづくりマイスターに係るパンフレットを作成しポータルサイトに掲載することや、ものづくりマイスターの指導好事例集を作成し制度の周知・活用促進を図る講習会を開催すること等により、全国的な広報を行う。
- イ ものづくりマイスターによる実技指導を支援するため、コーナーにおけるものづくりマイスターに対する指導技法等講習に必要な資料等の改訂や、指導技法講習を行う講師を養成するための研修を行う。

#### (3) 地域における技能振興事業

- ア 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成  
社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、卓越した技能者（現代の名工）の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツを作成し、ポータルサイトに公開する。
- イ グットスキルマーク認定制度の再開に向けた準備  
令和4年度「技能士の地位向上・魅力向上に資する認定制度の在り方検討会」及び令和5年度「新技能士の地位向上・魅力向上に係る認定制度立ち上げ準備」における報告書を踏まえ、既存のグットスキルマーク認定制度の見直し等を行った上で、再開に向けた準備を行う。
- ウ 「技能振興ポータルサイト（技のとびら）」を通じた情報提供  
技能検定、技能士制度、技能競技大会及び技能振興等に係る各種情報、コンテンツの充実を図り、広く国民、労働者、事業者、業界団体等に周知を行う。

## 第4 その他の事業

### 1 広報出版・情報資料の提供

#### (1) 職業能力開発の推進のための広報活動

中央協会の情報発信力を高め、事業を広く周知するとともに、各事業に係る有益な情報を提供するため、ホームページの内容の充実を図る。

また、各事業のポスター・パンフレットや新聞・雑誌、オンライン広告等の各種広報・広告媒体を活用し、関係団体等との相互協力を図りながら、企業・受検者等ユーザーのニーズを踏まえたコンテンツを企画・提供するなど、効果的なプロモーションを展開する。

技能五輪全国大会等の各種技能競技大会については、ホームページの充実等に加え、厚生労働省の広報事業に協力し、TV、ネット配信等のメディアへ情報を提供し、各参加企業等を通じて広報の依頼を行う等効果的な広報活動を行う。

#### (2) 出版物の発刊・販売等

技能検定の問題集、CS試験のテキスト&問題集、キャリア形成支援ツール等中央協会が発刊する出版物の販売を行う。

また、業界団体等からの申請に基づき、中央協会が著作権を有する試験問題等の著作物の利用許諾を行うことを通じて、技能検定等の事業の普及促進を図る。

### 2 会務等

#### (1) 各種会議の開催

中央協会の会務執行のために必要な以下の諸会議（アからウ）を開催するほか、都道府県協会との連携を一層強化するためブロック別会議等（エ）を、オンラインを活用しながら開催するとともに、都道府県協会が主催するブロック別会議等に出席し、都道府県協会との情報共有、意見交換を積極的に行う。

ア 総会

イ 理事会

ウ 参与会議

エ 中央・都道府県協会地区別連絡協議会等（いずれも専務理事・事務局長レベル）

#### (2) 中央協会及び都道府県協会の職員研修の実施

中央協会及び都道府県協会の職員の能力開発の向上を図るため、①中央協会職員研修、②都道府県協会職員研修を実施する。

(3) 会員の維持・拡大

事業運営の基盤を整備するため、引き続き会員の維持・拡大を図る。

(4) デジタル化の推進

政府が進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に的確に対応し、業務の更なる効率化のため、デジタル化推進計画に基づき導入経費の削減に努めつつ、以下の業務のDX化について検討、導入を進めていく。

具体的には、

ア システムのクラウド化及びシステムの新規導入を通じた執務環境の整備、強化を行う。

イ ペーパーレス化（文書のデジタル化）を推進する。

ウ DX化等による利用者ニーズに沿った各種事業の改善に向けた検討を行う。

また、これらに加えて業務効率向上のためのシステム化等についても検討を図る。

(5) 目標管理を通じた効果的・効率的な事業運営

中央協会の事業に関連する環境変化に的確に対応するとともに、各事業の年度目標の達成に向けて目標管理の徹底を図り、計画的、かつ効果的・効率的な事業運営を行う。

(6) 会長表彰等

厚生労働省との共催により職業能力開発関係表彰式を開催し、職業能力開発、技能検定及び技能振興に関する事業について、業績が顕著であり、他の模範と認められる事業所、団体及び功労者に対して表彰を行うとともに、職業能力開発教材コンクールの入賞者に対して表彰を行う。

(7) 職業訓練生等災害傷害保険制度等

職業訓練施設に在籍する訓練生等に対し、訓練中、通校途中等の傷害事故等を補償する保険制度を推進する。